

# あすなろ通信

No.197  
2019-2



発行 高松あすなろの会

〒761-8081

香川県高松市成合町 559-15

<http://asumaronokai>



フリーダイヤル サンキュー あすなろ  
0120-39-0476

TEL 087-897-3211

FAX 087-885-2390

mail [info@asumaronokai.org](mailto:info@asumaronokai.org)

## 高松あすなろの会

### 第36回定期総会のご案内

とき 3月7日(木) 18時30時から

ところ 高松あすなろの会 事務所

第1部 総会

第2部 懇親会(参加費無料・お弁当・お飲み物付き)

1983年12月23日、わずか13名の涙の中から結成され、以後35年にわたり「クレ・サラ・ヤミ金生活再建被害者の会＝高松あすなろの会」として様々な活動を続けてまいりました。長き運動の末、改正貸金業法を勝ち取り総量規制が導入され、サラ金業者が激減しましたが銀行などのカードローンは対象外で過剰融資をして自己破産者が増えています。生活困窮から税金を滞納せざるを得ない中、滞納世帯に対して行政による実情を無視した処分で差押えなどでさらに格差と貧困生活に広がっています。高松あすなろの会の財政的にも厳しい状況になっていますが、今後も、困っている方の相談を受け更なる活動を続けてまいります。

準備の関係上、参加希望の方は3月6日(水)までに事務所までご連絡をお願い致します。

### 当会からの再度のお願い

前回のあすなろ通信に同封の「銀行カードローン法規制を求める請願書」の署名にご協力をお願い致します。ご面倒をおかけいたしますが、郵送、FAX、事務所持参でお願い致します。

### 会費納入のお願い

☆当会の運営は、皆様の会費や寄付金(カンパ)で支えられています。

会費未納の方は納入をお願いします。カンパも宜しくお願い致します。

郵便局 01610-4-31210 口座名「あすなろの会」

百十四銀行 東支店 (普) 0234943 口座名「あすなろの会」

## ～同性婚について～ LGBT について (3)

トランスジェンダー 木村アンリ

最近の話題は同性婚についての提訴です。今回はこちらについて書きます。

2019年2月14日 全国4か所の裁判で13組の同性のカップルが、「同性の婚姻を認めないのは法の下での平等を定めた憲法に反する」として一斉に提訴しました。国は憲法24条の両性とは男女を指すもので、同性婚は認められないという立場をとっています。香川県からも1組の男性のカップルが参加しました。2015年にも同性婚入権救済申し立てをしたのですが、大きな話題にはなりません。今回は全国でニュースとして取り上げられました。時代が変わったと思います。

「同性の婚姻なんてとんでもない」とおっしゃる方もいます。そもそも家族は男と女が一緒になって子供を作って が多くの方の見解です。でも最近のアンケート調査によりますと、80%以上の方が同性婚に賛同をしています。

LGBT、性的少数者のLとGは性的指向性の問題です。同性にしか性的興味を持たない人たちが2~3%存在します。中には周囲への配慮で異性と結婚された人もいます。年を経てからやはり自分に正直に生きようと気が付いて、改めて同性と暮らし始める人もいます。でも制度上結婚届は受理されません。

パートナーシップ制度を導入した地方自治体もいくつかありますが、法的に下位の条例は上位の法を超えることはできません。その自治体内でしか適用されない条項がほとんどです。

また同性婚の認められている外国の人と結婚されても、日本国内では他人として扱われるため、滞在期間に問題を残します。

長らく夫婦として暮らしていると、どれだけ結婚制度に守られているかに気が付きません。すべてが当たり前すぎて。同性のカップルは一緒に暮らしていても夫婦とみなされなく、法律上はあくまでも他人同士です。

最近では異性の事実婚、いわゆる内縁関係でも、判例によっては、夫婦と同様にみなして不平等感は少なくなりました。

同性のカップルの場合どうこまっているのかをあげてみましょう。

- ・不動産の購入、賃貸の契約時に不利な取り扱いを受ける。
- ・相続権は夫婦のように適用されない・一緒に築いた財産でも、名義人が亡くなると、名義人の親族に対抗できない。またできて遺留分を申請される可能性もある
- ・相続できて、税法上は贈与税が適用される。
- ・保険金の受取人になれない。(保険会社はそのあたりは柔軟になってきて1位の受取人になることは可能になりました)
- ・企業の家族向けサービスが利用できない。
- ・入院時、当事者の意識がなくなり、手術が必要な時パートナーは同意できない。説明も受けられないことも。
- ・養子縁組の制度も利用できるが、親子関係になる。一方に子供がいる場合、二人で親権者になれない などなどです。

特別な制度を求めているわけではありません。普通の夫婦のように平等に扱ってほしいだけです。異性のカップルが当たり前のように享受できる権利が 同性だというだけでできないことに問題がある社会だということです。平等ではない、そういう意識が社会全体に広がってきたのです。